

9. 加入期間が合算されるものとされないもの

一元化後に年金の受給資格を判定する際に厚生年金と共済年金の期間を合算するものと合算されないものがあります。

◎長期加入者特例では期間は合算されない

共済組合の加入期間が44年以上ある方が、退職後に特別支給の老齢厚生年金を受給するとき(65歳以前に年金を受給することができる方の場合)、本来は65歳からしか支給されない基礎年金部分や加給年金が特別支給の老齢厚生年金と同時に受給できる制度があります。これを「長期加入者特例」といい、厚生年金にも同様の制度があります。

長期加入者特例は、都共済と公立学校共済、または国家公務員共済など公務員共済同士であれば期間を合算することができます。

例えば、昭和30年4月2日生まれの方が、62歳から特別支給の老齢厚生年金を受給する際に44年の長期加入者特例の適用を受けると、本来65歳からしか支給されない基礎年金相当額が加算されるため、約78万円×3年＝約234万円増額になります。

しかし、共済年金と厚生年金では加入期間を通算することができません。一元化後に共済年金が厚生年金に変わっても通算することはできず、公務員期間だけで44年あることが必要です。

18歳で公務員になり、定年退職まで42年間勤務した後に再任用フルタイムとして2年勤務した場合は共済組合員期間が44年になるので長期加入者特例に該当しますが、定年退職後に再任用短時間として勤務した場合は、厚生年金に加入することとなり、共済年金期間42年+厚生年金期間2年で長期加入者特例は受けられません。

また、若い頃民間企業に勤めた経験があり、その後公務員になって、厚生年金期間と共済年金期間とを合わせて44年になったとしても同様に、長期加入者特例は受けられません。

◎加給年金の対象期間は合算される

一元化前は、共済年金に15年、厚生年金に5年、国民年金に5年加入していたとしても、加給年金は支給されませんでした。一元化後は共済年金と厚生年金の期間が合算され、65歳から加給年金が支給されるようになります。

また、共済年金の期間が35年あっても、厚生年金の加入期間が6か月しかない人の場合、一元化前では厚生年金の6か月分は、65歳未満の支給要件である1年以上に達しないため、65歳にならないと支給されませんでした。しかし、一元化後は共済年金の加入期間と合算して1年以上になるため、この6か月分も特別支給の老齢厚生年金として支給されることとなります。

○長期加入者特例

